

くみあいニュース

山口大学教職員組合（2019年6月18日）

第199号（2018年度-第7号）／電話：083-933-5034・メール：fuy-union@ma4.seikyou.ne.jp

大学、「労働関係法令に違反するものではない」と国会決議・行政指導を無視した回答 ～4日分の賃金減に対応せずとの学長回答(4/23,非常勤職員の減収対策申し入れに対し)

山口大学教職員組合は4月12日（金）、大学に対して、10連休等で非常勤職員の収入が年間4日分減少する事への対策を講じるよう申し入れを行いました。4月23日（火）に提示された学長名回答（2頁に掲載）は、なんら対応しないという誠実さを欠く内容となっていました。



この問題は他大学でも様々検討が行われ、現在判明しているところでは近隣とされている中四国地区以外でさほど遠くない大分大学の他に、信州大学・北海道大学等で今年度限りとして特別の対策が講じられることとなっています。具体的には、4日分の減収に替わる措置として、今年度のみ使用可能な「特別休暇」を4日分付与するというものです。

この申し入れに対して4月23日「特別手当の支給等の措置を取ることはいたしません」との学長名の回答書が届きました。組合の要求した特別の措置を行わない理由として、「本学の対応が労働関係法令に違反するものではない」、近隣大学等の状況が「本学と同様な対応方針である」ことをあげていますが、法律は違反してはならない最低基準を定めているものであり要求を拒否する理由とするようなことではありません。

もともと、時間給をもとに実働で翌月払いというしくみから起きた問題であることからすれば、今後は常勤職員同様、毎月の出勤日数によることなく固定した月額給制度への移行も含めて、今後の検討課題とすることが必要ではないでしょうか。

年号表記、各種様式は西暦・和暦いずれの記載も可と規則変更されます ～組合からの年号表記に関する申し入れ(4/12)への学長回答届く(4/23)～



2019 or 令和

同じく4月12日に申し入れた「年号表記の西暦への転換について」に対する学長名回答（3頁に掲載）が4月23日に届きましたが、その中で「西暦和暦のどちらが使用されても特段の不都合はないとの合理的理由により、学内規則で様式が規定されているものは元号を削除する改正を予定している」ことが明らかとされました。また、和暦、西暦、併用記載等を「現場に判断を委ねることで支障なく業務が遂行されると考えます」ともされており、それなりの柔軟さを示す回答委とみることができます。しかし、「公文書」等については「現行どおり」としており、「和暦表示のみ」を続けることとされています。現時点では学内での年号表記状況に大きな変化は起きていませんが、「今後の現場の判断」を待つということになるのでしょうか。

非正規ではたらくなかまの全国集会、山口市で開催される(6/8-6/9)

6月8日（土）・9日（日）の二日間、山口市の県教育会館等を会場に、全労連非正規センター主催の「第27回 パート・派遣など 非正規ではたらくなかまの全国交流集会 in 山口」が開催されました。集会には、全国から400名以上の参加者がありました。昨年4月からの5年以上継続雇用した非正規労働者の「無期雇用転換権確立」、来年4月からの「同一労働同一賃金ガイドライン」始動等、不十分とは言え、非正規労働者の権利拡大につながる法改正の動きの中、貧困と格差解消、均等待遇等を求めて交流が行われました。

～参加者の感想から～

集会では、正規労働者と同じ労働をしているのに「非正規だから」という理由だけで不当な待遇を受ける、または雇用者の都合で一方向的に解雇されるなど、耳を疑うような報告が多々ありました。しかし泣き寝入りではなく、まずは声を挙げる、そして勇気をもって行動する、実際に係争中の団体も参加されており、会場は活気に満ちあふれていました。



平成 31 年 4 月 23 日

山口大学教職員組合執行委員長
福 田 修 殿

山口大学長
岡 正 朗

即位日等休日法による休日増によって非常勤職員の賃金減収
を生じさせないための対応に関する申し入れ（回答）

2019 年 4 月 12 日付で申し入れのありましたこのことについて、下記のとおり回答致します。

記

即位日休日法による休日増に対する本学の対応は、本学就業規則に規定する「国民の祝日に関する法律に規定する休日」として取り扱うこと、労働契約法第 6 条による給与支払いとする方針に変更はないこととしておりますので、貴殿の申し入れにある特別手当の支給等の措置を取ることはいたしません。

また、国民の祝日に関する法律第 3 条により毎年休日の日数には変動がありますが、これまでもこの変動に伴う措置を実施していないこともあり、この度の本学の対応が労働関係法令に違反するものではないと考えております。

なお、近隣大学等の状況を確認しましたところ、本学と同様な対応方針であるとの回答をいただいていることを申し添えます。

平成 31 年 4 月 23 日

山口大学教職員組合執行委員長
福 田 修 殿

山口大学長
岡 正 朗



年号表記の西暦への転換について（回答）

2019 年 4 月 12 日付で申し入れのありましたこのことについて、下記のとおり回答致します。

記

本学における文書は、「国立大学法人山口大学文書処理規則」及び「国立大学法人文書処理細則」に則り処理していますが、年号表記については特段の規定はなく、文書における年号表記は、これまでの通例として元号を使用しています。

貴殿の申し入れのとおり、西暦表記又は西暦・和暦併用表記の導入が各所において進められており、本学においても、西暦和暦のどちらが使用されても特段の不都合はないとの合理的理由により、学内規則で様式が規定されているものは元号を削除する規則改正を予定しています。

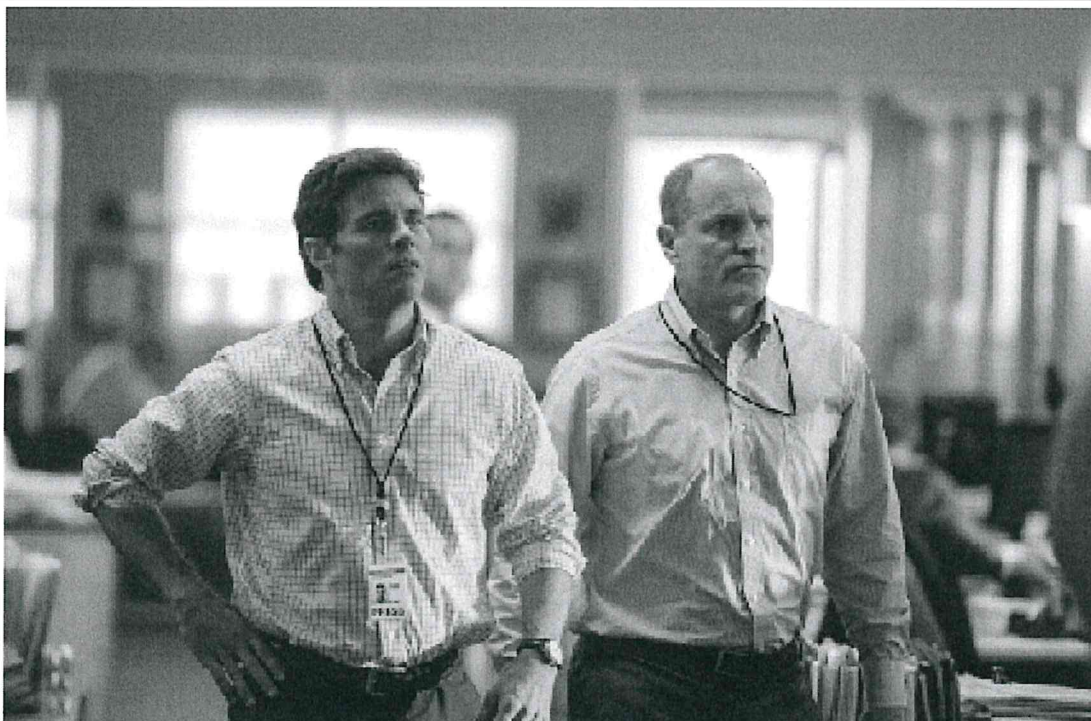
学内にはあらゆる年号表記の場面があり、和暦あるいは西暦のみがふさわしい場面もあります。このような場合は和暦、西暦又は併用記載するなど現場に判断を委ねることで支障なく業務が遂行され则认为します。

現在、国としても公文書に元号を義務付ける法令はなく、本学としても、文書の年号表記について規定・方針を定めることはせず、引き続き現行の取扱いとします。

映画鑑賞補助のご案内

山口大学教職員組合はこれまでに、年に1~2回、優良な映画を選定し、組合員への鑑賞補助を行ってきました。今回は『記者たち~衝撃と畏怖の真実』について、組合員の方は、1,000円で鑑賞できるよう補助します(当日券1800円、前売券1500円)。鑑賞を希望される組合員の方は、組合事務所(内線5034)までご連絡ください。

ぜひ、この機会にご鑑賞されますようご案内します。(未組合員の方も組合に前売券があります。)



(c)2017 SHOCK AND AWE PRODUCTIONS,LLC. ALL RIGHTS

記者たち~衝撃と畏怖の真実~

真実は、誰のためにあるのか。大量破壊兵器は存在するのか？
仕組まれたイラク戦争、その真相を追い続けた記者たちの驚くべき実話！

2002年、ジョージ・W・ブッシュ大統領は「大量破壊兵器保持」を理由に、イラク侵攻に踏み切るようとしていた。新聞社ナイト・リッターのワシントン支局長ジョン・ウォルコットは部下のジョナサン・ランデー、ウォレン・ストロベル、そして元従軍記者でジャーナリストのジョー・ギャロウェイに取材を指示、しかし破壊兵器の証拠は見つからず、やがて政府の捏造、情報操作であることを突き止めた。真実を伝えるために批判記事を世に送り出していく4人だが、NYタイムズ、ワシントン・ポストなどの大手新聞社は政府の方針を追認、ナイト・リッターはかつてないほど愛国心が高まった世間の潮流の中で孤立していく――。

真実を伝えることに執念を燃やした記者たちの知られざる実話を映画化。

実在の4人の記者がこの映画の撮影に協力し、事実を再現、当時の実際の報道映像も使われていて、イラク侵攻への経過がよくわかる。現在、アメリカとイランの緊張が高まっているとされるが、今、私たちは、イラク戦争を思い起さねばならない。政府の嘘によって、多くの人々のいのちが失われ、人生が変えられた事実を、そして今も平和を取り戻せないでいることを。

監督:ロブ・ライナー(『スタンド・バイ・ミー』) / 出演:ウディ・ハレルソン、ジェームス・マースデン、ジェシカ・ビール、ミラ・ジョヴォヴィッチ、ロブ・ライナー、トミー・リー・ジョーンズ
2017年/アメリカ/上映時間=91分/原題:SHOCK AND AWE

◆上映日時/2019年6月29日(土) ①10:30~ ②14:00~ ③19:00~

◆会場/山口県教育会館(山口市大手町)

◎一般=前売券1500円、当日券1800円◎25歳以下=当日券のみ1000円/18歳以下=当日券のみ800円
主催:西京シネクラブTEL:083-928-2688/FAX:083-928-2689

県内、
初上映!